

厚生労働省発基第 0408001 号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

今後の最低賃金制度のあり方について（諮問）

我が国の最低賃金制度のうち、産業別最低賃金については、従来より使用者側から廃止すべきとの主張がなされ、中央最低賃金審議会の報告で、制度のあり方を含めた検討を行うべきとされており、また、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」においても、制度の見直しについて指摘を受けているところである。

さらに、最低賃金制度を取り巻く状況をみると、サービス経済化など産業構造の変化やパートタイム労働者等の増加による就業形態の多様化の進展などの環境変化がみられるところであり、このような中で、最低賃金の水準の引上げ等により最低賃金制度が安全網として一層適切に機能するようにすべきとの意見もある。

こうした中で、厚生労働省においては、学識経験者の参集を求め、「最低賃金制度のあり方に関する研究会」（座長 樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授）を開催し、最低賃金制度全体のあり方について検討を重ねてきたところであるが、研究会においては、平成 17 年 3 月 31 日に、産業別最低賃金の廃止を含めた抜本的見直し及び地域別最低賃金の水準等の見直しを主な内容とする報告書を取りまとめたところである。

このような実情を踏まえ、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、今後の最低賃金制度のあり方について、産業別最低賃金の見直し及び地域別最低賃金の水準等の見直しを含め、貴会の調査審議を求める。

平成 17 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久